

社会福祉法人朝日新聞厚生文化事業団 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人朝日新聞厚生文化事業団の役員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、定款第17条による理事及び監事をいう。

(報酬総額)

第3条 役員に対する報酬の総額は表1とし、これを越えない。

(理事会及び評議員会等出席報酬、支給方法)

第4条 理事及監事が理事会・評議員会に出席したときは、交通実費を支給し、表2により1日分の報酬を現金で支払う。

2. 監事が定款第21条に基づく監査を行う場合は、交通実費を支給し、表2により監査日数分の報酬を現金で支払う。
3. 前2項の規定にかかわらず、理事、監事が社会福祉法人朝日新聞厚生文化事業団または株式会社朝日新聞社に在籍しているときは、報酬・交通費は支給しない。

(業務執行理事の報酬)

第5条 定款第24条の規定によって業務執行理事に報酬を支払う場合は年額（月額報酬及び賞与）とする。月額報酬及び賞与は表3により支払う。

(業務執行理事報酬の支給方法)

第6条 業務執行理事報酬の支給方法は、従業員就業規則を準用する。

(退職金)

第7条 役員の退職金は、これを支給しない。

(通勤手当)

第8条 業務執行理事には、従業員就業規則の旅費規程に基づき通勤手当を支給する。

(旅費)

第9条 業務執行理事の旅費は、従業員就業規則の旅費規程に基づき支給する。

表1

名 称	報 酬
役員報酬等の総額	9,000,000円

表2

名 称	報 酬
理事会出席報酬等	10,000円
評議員会出席報酬等	10,000円
監事監査出席報酬等	10,000円

表3

名 称	報 酬 月 額	賞 与 総 額
業務執行役員報酬等	455,000円	2,002,000円

附則 ・この規程は、2017年7月1日から施行する。施行に伴い、2008年5月23日施行「常勤役員（常務理事）報酬金額について」と2015年4月1日施行「社会福祉法人朝日新聞厚生文化事業団 役員・評議員報酬規程」は廃止する。